

## 「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第5回議事概要

日 時：平成24年11月2日（金）10：00～12：00

場 所：総務省 6階 601会議室

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、太田匡彦、大濱しのぶ、大屋雄裕、岡崎泰治郎、  
川出敏裕、建部雅、手塚洋輔

### ＜「過誤回避のディレンマ」からみる実効性確保の諸問題について＞

- 作為過誤と不作為過誤を、主たる過誤と従たる過誤のどちらに振り向けるかは、政府が決定している側面もあるが、社会の変化によって変わってしまう側面もあるのではないか。
- 過誤の大きさは、一定の発生確率と危険の大きさではなく、生じるであろう行政への非難のリスクである。
- 共感可能性がどちらにあるかが過誤の大きさを決める1つのキーファクターではないか。一般国民はストーカーやDVの被害者には共感するため、警察の不作為過誤のほうにかなりセンシティブである。
- 過誤の大きさを決めるのは、発生確率と発生したときの共感の度合いではないか。それを掛け合わせると、児童虐待のように一般社会からの圧力として警察が認識するレベルでは不作為過誤のほうが高く見えるということではないか。
- 広く薄い利益のために国家が強力に介入してほしいとなってきて、それに対して行政が抵抗できなくなっているという背景があるのではないか。

### ＜行政共通制度（異なる行政分野に共通して適用されるべき一般的な諸制度）について＞

- 地方公共団体による行政上の強制徴収は、地方税法にしっかり規定されていて、代執行法と同じように形式的な法律の留保のもとに置かれていることに留意すべき。刑罰も刑事訴訟法に基づく必要があり、国法独占になっている。一方、行政の実力行使に

は事前裁判手続がなく、手続を視野に入れて考えないといけないのではないか。

○地方分権の流れの中で、行政手続法以来、地方については規定しなくなっていったが、実力行使をこの流れにのせるのはいかがなものか。

○国法独占という意味での法律の留保が必要なかどうかという議論は、日本独特のもの。日本では、地方自治の保障もあるので基本的に自主条例も認めて、あまり突っ込んだ議論をしていなかった。